

原子力委員会
新計画策定会議国際問題検討WG（第1回）
議 事 録

1．日 時 平成17年2月21日（月）10：01～12：25

2．場 所 虎ノ門三井ビル（2階） 原子力安全委員会 第1、2会議室

3．議 題

- （1）国際的な核不拡散の強化に向けた取組のあり方
- （2）その他

4．配布資料

資料第1号 新計画策定会議国際問題検討WGの設置について

資料第2号 国際問題検討グループにおける検討内容等

資料第3号 国際的核不拡散体制と日本の取組み

資料第4号 御発言メモ

5．出席者

WG委員：内藤委員（座長）、遠藤顧問、若林代理（岡崎委員）、神田委員、鈴木委員、
須藤委員、宅間委員、千野委員、齊藤代理（庭野委員）、武黒代理（藤委員）
原子力委員：近藤委員長（新計画策定会議議長）、齋藤委員長代理、町委員、前田委員
内閣府：戸谷参事官、後藤企画官、森本企画官、犬塚補佐

6．議事概要

(森本企画官) それでは、時間になりましたし、メンバーの方がおそろいでございますので、新計画策定会議の国際問題検討ワーキンググループの第1回を開催いたします。

初めに、内藤座長に開会のあいさつをお願いしたいと思います。

それでは、内藤座長、よろしくお願いします。

(内藤座長) 国際問題検討ワーキンググループの座長を仰せつかりました内藤でございます。開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

そうそうたる委員の方々の中で座長を務めますことは、大変おこがましいことではございますけれども、ご指名でございますので、非力ながら全力を尽くして座長を務めさせていただきたいと思っておりますので、委員の皆様方のご協力とご支援をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、この国際問題検討ワーキンググループは、原子力に関する国際問題について専門的な検討を行って新計画の策定に資することを目的に、原子力委員会新計画策定会議のもとに設置されております。この策定会議では、国際問題に関して4月に議論を行うというふうに聞いております。そこへ向けまして、このワーキンググループとしましては、3ないし4回かけましてさまざまな論点についてご議論いただいて、それをまとめた形で策定会議に報告したいと思っております。

したがって、このワーキンググループ独自の報告書を策定するということは、念頭でございます。

なお、国際問題に関する個々の事項への対応、あるいは事業実施の方法につきましては、それぞれの省庁あるいは機関が責任を持って考えるべきであると考えておりますので、原子力委員会新計画策定会議、あるいはその下にありますこの国際問題検討ワーキンググループにおきましては、日本の原子力の研究、開発及び利用に関する長期的な観点から、国際問題に関しまして基本的な方針あるいは原則、姿勢、そういったものをご議論いただくことかと考えております。

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい時期ではございますけれども、ご協力のほど重ねてよろしくお願い申し上げます。

続きまして、委員の方々のご紹介を簡単にさせていただきます。

メインテーブルにお座りの方々ですが、まず近藤駿介原子力委員長でございます。

それから、事務局ですが、内閣府の戸谷参事官、それから後藤企画官。

それから、遠藤哲也外務省参与、前原子力委員長代理でございます。

それから、岡崎俊雄原研理事長が委員でございまして、その代理で若林原研国際協力室長でございます。

そのお隣が、神田啓治京都大学名誉教授、エネルギー政策研究所所長でございます。

そのお隣が、齋藤伸三原子力委員長代理でございます。

そのお隣が、鈴木達治郎電力中央研究所上席研究員でございます。

そのお隣が、須藤隆也日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター所長でございます。

そのお隣が、宅間正夫日本原子力産業会議副会長でございます。

そのお隣が、千野境子産経新聞社特別記者論説委員でございます。

そのお隣が、庭野征夫日本電気工業会原子力政策委員会委員長が委員でございますが、その代理として齊藤莊蔵同委員会副委員長、日立製作所の執行役常務でございます。

そのお隣が、委員として藤 洋作電気事業連合会会長がいらっしゃいますが、その代理として武黒一郎東京電力株式会社常務取締役でございます。

そして、前田肇原子力委員、さらには町 末男原子力委員。

そして、事務局の犬塚参事官補佐、それから森本企画官でございます。

以上でございます。

続いて、お願いします。

(森本企画官) それでは、引き続きまして、新計画策定会議議長の近藤委員長から、一言お願いします。

(近藤新計画策定会議議長) 近藤でございます。

今、内藤座長からこの会の趣旨についてのご紹介がありましたところ、私からつけ加えることはないのですが、少しく周辺のことを申し上げます。原子力委員会は策定会議を設置して、ことし11月末を目指して新計画の策定に係る議論を進めているところ、大体、月2回のペースで会議を開いておりまして、策定委員の皆様には大変、ご迷惑と言った方がいいのかなと思いますが、ご苦勞をおかけしていること、そしてそれにつき合っていていただくことに深く感謝しているわけでございます。ところで、日程を考えますと、もう少し検討のペースを早めなければならないところ、そのためには、特にこの国際問題については少しく専門の観点から論点を整理した検討資料を策定会議に提出するのがよろしいのかなと考えました。このWGはそのためご専門の方々にお集まりいただくものですが、一部、策定会議の委員の方にもお加わりいただいていますので、その方にとっては何の節約にもなっていないとおしかりを受けるのかなと思いつつ、ご多用中の皆様にメンバーをお引き受けいただいたことについて、深く御礼を申し上げる次第でございます。

私は原子力委員会の議論、原子力政策というものを考えるときに、そもそも原子力政策は国の政策ですから、公共政策の一部であるところ、公共政策とは何だろうかといつも考えております。急いで要約すれば、俗に言うシビルミニマムにかかわる基準の策定とその運用策が第1、そして国富を追求するところの経済政策が続く、その他は省略いたしますが、しか

し、国際問題というのはその非常に重要な1つであると考えております。

では、政策としての国際問題というのは何だろうかと考えると、国際間の人と物と情報の交流のルールを定め、それに向けての資源配分を議論することと思うわけで、ここでも原子力分野におけるそういうルールや資源配分のあり方についての基本的な考え方を、将来の国際情勢を展望しつつご理解していただくのかなと思っていますところであります。

当然のことながら、ルールとなりますと、ご参加の方が規制、被規制者となる場合もあるところ、その辺については皆様のお知恵を頂く場ですから、談合ではなくて、きちんとしたディスカッションがなされるように大変失礼ながらご配慮をお願いしつつ、策定会議に向けて適切な論点の提出をいただけると大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(内藤座長) 先ほど、委員のご紹介の中で、きょうご欠席の委員について言及するのを失念しておりました。

きょう、本来ですとこのほかに、黒澤 満委員、それから山名 元委員がご欠席でございます。ご紹介いたします。

(森本企画官) それでは最初に、皆様のお手元にお配りしました資料確認をさせていただきたいと思います。

座席表と、それから議事次第をまずごらんいただければと思います。

議事次第に、配布資料として1号から4号までございます。

第1号は、本ワーキンググループの設置についてという2月1日の原子力委員会の決定でございます。それから第2号が、本国際問題検討グループにおける検討内容等、それから第3号が、本日の主要な議題でございます国際的核不拡散体制と日本の取組み、それから第4号に、鈴木委員からの御発言メモをお配りさせていただいております。

特段、落丁等ございませんでしょうか。

会議進行方法の確認だけなのでございますが、さほど人数は多くないのですけれども、ご発言される場合、策定会議でも同様のルールにしているのですけれども、ネームプレートを皆様の前に置かせていただいております。それを立てることでご発言の意思を表明していただき、座長の指名を受けてご発言を願うというような形にさせていただきたいと思います。

(内藤座長) よろしいでしょうか。

それでは、まず事務局から、配布されております資料のご説明をお願いしたいと思います。事務局から、国際問題検討グループにおける検討内容等について、この資料についてご説明をお願いいたします。

(森本企画官) それでは、資料第1号と、それからパワーポイントで書きました資料第2号をご説明させていただきたいと思います。

まず、資料第1号の方でございますが、既に内藤座長、それから近藤委員長の方から、本ワーキンググループの趣旨につきましてはご発言いただいたところでございますので、改めてご紹介することもございますが、ごく簡単にだけ触れておきたいと思います。

趣旨としては、まさに原子力に関する国際問題について専門的な検討を行い、新計画の策定に資するため、本ワーキンググループを設置すると。

それから、ワーキンググループの構成は別紙のとおり、これも先ほどご紹介いただいたとおりでございます。

それから、検討内容につきまして、若干敷衍しながら資料第2号でご説明したいと思います。

資料第2号をめくっていただきますと、一番最初の1ページに大きく3つ挙げてございます。

検討内容として、1つ目が、国際的な核不拡散の強化に向けた国際展開——取組みということですが——のあり方。それから2つ目が、原子力利用に関する国際協力のあり方。それから3つ目が、同じく原子力利用に関する国際展開のあり方。大きく3つの 이슈 を検討いただきたいということでございます。

また、それに加えて、もし策定会議の方から新たに指示する事項があれば検討を行うということでございます。

それで、2ページ以降8ページまで、国際問題や国際社会との関係について、現在の平成12年に策定された長期計画にどのような記載があるかということ、抜粋の形でございますが、記載してございます。後ほど、特にこの核不拡散のところについては資料第3号で改めてご説明しますので、ざっとだけご紹介したいと思います。

原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画ということで、第1部、第2部、それぞれ第1部は基本的な考え方と現状について、それから第2部が将来展開についてという構成になっていますが、その基本的な考え方あるいは各項目について、随所に記載がございます。

2ページの基本的考え方としては、真ん中あたりに「原子力を取り巻く様々な国際的課題に対する適切な取組が極めて重要」というような記載、それから3ページ、4ページは、後ほどきょうのメインの 이슈 の核不拡散との問題でさらにもう少し細かくご紹介しますので後ほどに回しまして、7ページそれから8ページに、国際協力について現行の長期計画の記載を紹介してございます。特に、原子力安全に関する協力の推進、あるいは先端分野も含めた研究協力の推進、それから地域別の課題への取組ということで、8ページに地域別の考え方のようなものを示しております。地域に加えて、国際機関についても記載がございます。

それから、長計に加えて、9ページ、10ページに今回の新計画策定会議、それからそれに先立ちます、あるいは開催中もご意見を聴く会というのを開催しております。そこでご指

摘のあった、あるいはご意見いただいた点について、要点を記載させていただきます。

例えば、核不拡散の観点からは、2つ目のところ、平和利用に徹する政策をよりはっきり表現すべき等々、あるいは米国の核不拡散への懸念、それからテロ社会を踏まえた新しい動きと、それから国際政治から見た場合の観点。それから、国際協力については、日本の原子力技術の先進国としての国際社会への貢献、それから信頼性、安全性を高める一層の努力の必要性。それから、10ページに続きがございまして、さらに原子力の安全性に係る基準等について他国をリードすること、また国際機関の活用についても言及がございました。また、国際展開、むしろこれは物の輸出等の観点でございますが、アジア・太平洋地域における原子力発電導入を図る必要、あるいは日本の技術を用いて途上国への支援などの国際貢献に活用することが必要等々のご意見をいただいております。

詳細は、原子力委員会のホームページにもございます議事録等がございまして、今回のワーキンググループに関係するところを抜粋させていただく形でご紹介をさせていただきます。

なお、資料第1号の方は、残りスケジュール等々について記載がございまして、これについては先ほど内藤座長の方からご紹介があったとおりでございます。

本ワーキンググループの検討については、簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。

(内藤座長) ありがとうございます。

以上のご説明について、何かご質問とか、あるいはご意見とかございますでしょうか。

須藤委員、どうぞ。

(須藤委員) つまらない質問ですけれども、国際協力と国際展開というのは、どういうふうに使い分けているのですか。

(森本企画官) 国際協力と国際展開は、非常にわかりやすく申し上げますと、国際協力はまさに研究協力、あるいは途上国への協力等の意味で使っておりますし、国際展開と言う場合は、今回のこのワーキンググループでは、ストレートに申し上げますと海外市場への進出というような意味で、事業活動の展開というような形で申し上げます。

おっしゃるとおり、国際展開と言うと、海外との関係を広く包含してしまいますので若干混同があるかもしれませんが、各回ごとのイシューとしては、そんなような形で使っております。

(内藤座長) そのほか。神田委員。

(神田委員) 現行の長計の7という部分に、国際何とかというのがあったような気がするのですけれども、それが消えているのですが。

(森本企画官) 6章が、国際社会との調和が一番記載がございまして……。

（神田委員） 7の1とかという、前回書いた方。担当したから、そういう番号を覚えていたのだけれども、もうそれもこれに入っているわけですか。

（森本企画官） 一応、全部ピックアップしたつもりですので。

（神田委員） 後で見ながら、7 - 1という——7 - 2かもしれない、最後の方にね。最後の会に無理やり……。

（森本企画官） 今の物の輸出のところでございますね。日本の推進基盤との関係で記載がございます。第3回目のところで、もう少し詳細に紹介いたします。

失礼しました。

（内藤座長） そのほか、いかがでしょうか。

もしよろしいようでしたら、次のテーマでございしますが、本日はワーキンググループの策定会議の方から検討を指示されております事項が3つありますが、そのうちの第1番目の国際的な核不拡散の強化について、議論したいと思っております。議論するに当たりまして、まず最初に、国際的核不拡散体制と日本の取組みに関しまして、事務局がご用意しております資料の説明をお願いいたします。

（森本企画官） それでは、資料第3号という横長の若干分厚い資料でございしますが、これをご説明させていただきたいと思えます。

ページをめくっていただきまして1ページ目に、この資料の構成と若干簡単な目次を紹介してございます。全体のフレームを申し上げますと、先ほどちょっとほかの検討事項等も含めて、現行長期計画の記載について触れましたが、ここでもう少し核不拡散の問題に絞った記載を抜粋してございます。それから8ページ以降、ここが一番大きな情報になりますが、核不拡散に関する国際的な枠組みと我が国日本の取組み。それから、同じく日本の取組みですが、より技術的な対応をかなり講じていますので、それが29ページ以降。それから33ページ以降に、最近の問題への対応あるいは日本の取組みという形で、情報と、それから幾つかの論点をご紹介させていただいております。

それでは、2ページ以降でございしますが、現行長計の記載のご説明をざっと触れていきたいと思えます。

2ページから、核不拡散関係の記述を紹介しておりますが、例えば一番最初の第1部第3章の原子力発電というところにおきましては、核物質あるいは原子力技術等の特性を踏まえて、原子力の開発利用に当たっては、核不拡散への配慮が不可欠という形で、一番最初に不拡散の問題についても触れておりますし、それからその下の原子力政策を進めるに当たってということで、留意すべき事項の中で、安全問題、あるいは国民の信頼等々のポイント等を含めて、平和利用の堅持、そして国際理解を大前提とすべきというような記載を入れてあります。

それから、次のページをめくっていただきまして、核不拡散に関する考え方として、上にちょっと太字で抜粋しております。2行目の平和利用技術の開発、それから世界に示していくことは、我が国の国際社会における役割としても重要な意義を有する。また、日本の原子力平和利用堅持の理念及び体制を世界に発信するとともに、プルトニウム利用政策について国際的な理解促進活動が重要ということでございます。

4ページは、今申し上げた原子力の平和利用の堅持と、それからプルトニウム利用政策に対する積極的な国際的理解促進活動の推進ということについて、より詳細な記述を引用しております。

それから、ちょっと飛びまして6ページに、この第2部、ここは将来展開ということは何をやるかということでございますが、国際社会と原子力の調和というタイトルのもとに、核不拡散の国際的課題に関する取組みとして、文章の3行目ぐらいですが、核不拡散体制の強化を目指して主体的な取組みを行う。それから次のパラグラフでは、核廃絶を目指して、核軍縮の促進と核不拡散の観点等についての記載と、外交上の主体的な協力について記載しております。また、実際の体制の確保として、IAEAの保障措置の強化、また追加議定書の締結国の拡大等、今後必要な努力について書いております。

それから、後段に、核不拡散への取組に対する我が国のイニシアティブ強化ということで、核不拡散抵抗性が高い技術の開発等の推進を記載するとともに、原子力資機材・技術の輸出管理等についても、核兵器の水平拡散防止上の意義を含めて、輸出管理の実施の必要性を記載しております。

それで、もう1枚ページをめくっていただきまして7ページに、今若干触れましたこれまでの長計の記載事項について、幾つかのポイントに絞って再掲しておりますのでご紹介します。

1つ目は、原子力の開発利用に当たっては、核不拡散への配慮が不可欠であるということ。2つ目として、我が国の原子力平和利用堅持の理念及び体制を世界に発信すべきであるということ。3つ目として、プルトニウム利用政策についての国際的理解促進活動を積極的に進め、プルトニウム利用の徹底した透明化を進める。それから4つ目としまして、国際的な不拡散体制の枠組みの維持に加えて、我が国のもつ平和利用技術と人的能力をもって、核不拡散体制の強化を目指して主体的に取り組む。5つ目としまして、核兵器の水平拡散防止上に意義を有する原子力資機材・技術の輸出管理を厳格に実施。関連するところをちょっとピックアップさせていただきまして、記載しております。後ほどまたご説明申し上げますが、これまで長計で示されたこういった考え方については、やはり今後とも引き続き継続すべきではないかという形で問題提起をさせていただいております。

8ページ以降に、上でも触れました核不拡散に関する国際的な枠組み、それからそれに対

する日本の取組みというものをご紹介させていただきたいと思います。

8 ページは、ある意味では全体の見取り図と小目次みたいになっておりまして、幾つもの条約、それからガイドライン等がございます。上半分は、主に不拡散のための条約等という形で、NPT——核兵器不拡散条約から始まって、NPT 3 条に基づくIAEAの保障措置、それからIAEAの追加議定書等についての記載を項目として挙げております。

それから、下の左側が輸出管理に関するレジーム、国際的な枠組みでございます。これは、特に原子力供給国グループ、NSGと言われているんですが、そこが定めるロンドン・ガイドライン、それから日本はそれをもろろ国内法で担保しておりますが、そういったような仕組み、それから右側には核物質防護条約、いわゆるPP条約と呼ばれておりますが、特に9.11のテロ以降、重要性が再認識されておりまして、拡充の動きが加速しております。また、一番下の行に、新しい不拡散レジームとして拡散に対する安全保障構想、PSIというふうに呼ばれておりますが、これが一昨年立ち上がっておりまして、日本も協力をしているところでございます。

それでは、1つ1つについて触れていきたいと思います。

9 ページ、10 ページについては、NPT条約について説明をしております。これは、皆様ご承知とは思いますが、この核不拡散に関しての一番基本的なことを定めている条約でございます。内容といたしまして、まずアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国という5カ国を核兵器国と定めて、一方、その核兵器国以外への核兵器の拡散を防止するというものでございます。また同時に、核軍縮についても第6条に定めておりまして、締約国が誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定しています。また、第4条ですが、原子力の平和的利用について、締約国の「奪い得ない権利」というふうに規定しております。さらに、上の核不拡散を担保するものとして、IAEAの保障措置を受諾する義務を規定しております。

これは、日本ももう30年ほど前に署名、それから批准しております。締約国としても、189カ国がございます。主たる非締約国が、インド、パキスタン、イスラエルというものでございます。

10 ページに移りまして、このNPT条約については、5年に1度、運用検討会議というものが開催されております。過去の運用検討会議は、ちょうど5年きざみになっているようにおわかりかと思いますが、これまでの経緯等について記載がございます。本年2005年が、その5年に1度の運用検討会議が予定されている年でございます。これに向けて、まさに会議成功に向けた調整を、議長の前定のデュアルテ大使が各国を今訪問しておりますし、この2月7日、8日には、日本が主催したNPTセミナーにも参加いただいております。

我が国の取組みといたしましては、これまでこのNPTを不拡散体制の中心柱として据えて積極的に取り組んでおります。インド、パキスタン、イスラエルといった非締約国へ

の働きかけも行っておりますし、またこの運用検討会議に向けて、ワークショップであるとか、あるいはセミナー等の開催、また共同文書等の作成において積極的な取り組みを行っております。

それで、今申し上げたNPTに基づく1つの大きな仕組みが保障措置でございます、次の11ページから13ページまで、保障措置関係についてのご説明をしております。この保障措置については、もう皆様よくご存じだと思いますので、今さら詳細に説明する必要もないかもしれませんが、特に日本として何をやっているかというところでございますが、日本はもちろん非核兵器国として、IAEAとの協定に基づいてフルスコープの保障措置を受け入れておりますし、また11ページ後段に記載していますように、日本の政府として国みずからも国内の保障措置制度を設けて、計量管理規定などを定めて、実際に核燃料物質等についてもきちっとしたデータを国に提出しているということでございます。

12ページが、この保障措置をより一層強化するという観点と効率化の観点から、追加議定書、それから統合保障措置についての説明を記載しております。追加議定書につきましては、IAEAとまさに追加の議定書を結ぶことで、より広範な保障措置を行う権限をIAEAに与えて、それで下の(1)、(2)にございますように、現行の保障措置協定において申告されていない活動を含めて申告を行う。それから2つ目は、IAEAに補完的なアクセスを認めるということでございます。この追加議定書につきましては、日本はもちろん入っていますが、まだ64カ国とユーラトムが入っている状況でございます。

それから、統合保障措置というのも新たなあれでございます、従来の保障措置と、それから追加議定書を最適な形で組み合わせることによって、有効性と効率性を担保するための保障措置でございます。結果としては、査察回数の削減等が図られるということでございます。

次の13ページに、今の観点の補足的な説明がございますが、特に一番最後の点について、日本の原子力活動について、核物質の転用を示す兆候もない、未申告の核物質もないということで、統合保障措置の適用開始が昨年9月15日に始まっております。現在のところ、この統合保障措置の対象は、ウラン燃料加工施設、商業用発電炉、研究炉、使用済燃料貯蔵施設について実施中でございます。それ以外のところについては、従来どおりの保障措置を適用しているということでございます。

14ページに、国内の保障措置の実施体制、それからIAEAとの関係、また網かけをしてありますところが先ほどの追加議定書に基づく措置でございます、補完的なアクセスや、あるいは拡大申告等を説明したことをつけ加えております。

IAEAとの関係以外に、この右上に二国間協定の締約国というのがございますが、後ほど若干触れますけれども、二国間の協定、日本とこれらの国々との二国間の原子力協力協定

に基づいても、移転の通告、確認、あるいは第三国移転の承認等の措置が図られております。

15ページを見ていただきますと、これは日本が実施している保障措置の状況と、それからIAEAが全体でやっていることとの関係を若干記載したものでございます。左側が、対象施設数とございますが、世界全体のIAEA保障措置対象施設の約3割が日本の施設となっております。また、業務量ベースでは、右側のグラフにございますが、IAEAの全体で9,260という数字がございます。これは、単位が人・日ですけれども、その業務量の約2割が日本に対するものと。当然、核兵器国に対する査察というのは、非常に数が少のうございますので、非核兵器国の原子力関連施設の数が多くなるということでございます。

なお、括弧書きに、統合保障措置による効率化の部分と、それから今後、六ヶ所再処理工場が動き出した場合の業務量の増加のイメージというものを記載してございます。

それから、次の16ページは、先ほど申し上げた我が国の取組みの続きということでございますが、研究開発等については、後ほどもう少し技術的な対策ということで詳細にご説明したいと思います。国際協力という意味では、1つだけ触れておきますと、一番最後にIAEAに対する協力、それから計量管理技術等に資するための国際的なトレーニングコースを開催しております。

また、外交努力といたしまして、追加議定書の締結促進を図るということ、それからさらに普遍化のためのイニシアティブを積極的に推進しております。

16ページ後段に、具体的な活動内容について記載を設けております。

それから、ページをちょっとめくっていただきまして、先ほど二国間の原子力協定、協力協定がありますという話に触れましたが、17ページに六カ国と結んでいる協力協定のどのような項目が含まれているかということについて記載しております。協力に基づいて移転される資機材等についての平和利用担保をするために、1つ目として非軍事的・非爆発目的への使用の限定、IAEA保障措置を受けること、管轄外移転の規制（事前同意等）、それから核物質防護の措置ということで、若干、国によって詳細は異なりますが、基本的にこの4つの項目が含まれております。

18ページに、この二国間原子力協力協定の例ということで、一番重要と言ってしまうとあれですけれども、大きなものとして日米の原子力協力協定について記載しております。これにつきましては、旧協定が1968年に結ばれているのですが、その後、82年以来16回の交渉を経て新たな協定を結び、88年に発効したものでございます。ここにつきましては、基本的な内容は、先ほどご説明した4つのポイントが含まれておりますが、特に包括同意取極に基づく実施取極であるとか、なお書きにございますが、特に六ヶ所の再処理工場については、もともと附属書4という、これは建設中の施設というカテゴリーであったのですが、附属書1に変更されて、それで包括的な事前同意に係る手続が完了しているということ

でございます。

下に、概要の条文の抜粋を記載しておりますが、ちょっと個々の条文については、説明は割愛させていただきます。

ここまでが、協力協定等について触れましたが、若干、軍縮関係につきまして、2つの条約、あるいは今後、交渉開始を模索している条約について、19ページと20ページに記載しております。

19ページが、包括的核実験禁止条約、いわゆるC T B Tと呼ばれているものでございます。これについては、以前に部分的核実験禁止条約というものの、発効しているものがございますが、これに加えて地下核実験を含むあらゆる場所における核爆発の禁止を担保するための措置としての条約でございます。これは、既に採択されているのですが、下の小さな字に書いてありますように、まだ批准していない国の11カ国——中国、コロンビア、エジプト等々記載がございます——が批准しないとC T B Tが発効しないということで、まだ発効はしていない状況でございます。

日本としては、このC T B Tについても、核不拡散等の体制の重要な柱として、早期発効を極めて重視しております。もちろん、署名、批准を終えておりますし、実際に核爆発、核実験等を監視するための観測所等を設ける予定としておりまして、既に2カ所について設置を終えているところでございます。

それから、20ページのもう一つの条約が、F M C Tとありますが、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約、カットオフ条約とも呼ばれております。こちらの方は、まだ交渉を始めるに至っていないというか、交渉開始を今現在、模索している段階でございます。特に、この想定されている条約上の義務は、核爆発装置のために使用される高濃縮ウランやプルトニウム等の生産禁止、その目的のための今申し上げた2つの物質の他国による援助の禁止ということで、特にインド、パキスタン、イスラエル等N P T非締約国の能力凍結等を目的としているものでございますが、これにつきましてはジュネーブ軍縮会議が交渉の場として位置づけられるということでは合意されているのですが、今のところまだ交渉が開始されていないという状況でございます。

ここまでが条約等でございますが、物の動きを管理する、コントロールするということで、輸出管理レジームというものがございます。これにつきまして、21ページ、22ページに説明を設けてございます。

原子力関連資機材の輸出規制ということで、原子力を供給する能力のあるグループ、Nuclear Supply Groupというものがございまして、特に74年にインドが核爆発実験を行ったことを契機としてこうしたグループが設置されて、そこでどのようなものを管理するか、どのような技術を管理するかということで、ロンドン・ガイドラインというものを設けてお

ります。今、ちょっと物と技術というふうに申し上げましたが、それまで原子力専用品と関連技術についてガイドライン パート 1 を設けておりましたけれども、91 年以降、その見直しを行い、92 年に原子力汎用品及び関連技術も対象に追加して、ロンドン・ガイドライン パート 2 として管理を行っております。参加国は、日本を含む 44 カ国が実際に参加しております。

それから、同様の組織としまして、NPT 3 条 2 項に規定する輸出管理を行うための非公式な協議として、ザンガー委員会というものがございます。ここも管理のリストをつくっておりますが、管理の対象は原子力専用品のみとしております。

下に、NSG とザンガー委員会との主な相違を記載しておりますが、基本的に両方、相呼応する形というのでしょうか、その情報は緊密にやりとりされながら輸出管理を担保しているということでございます。

日本がそうしたガイドライン等についてどのような担保を行っているかというのを、22 ページに記載しております。物の管理、それから技術の管理で、根拠法としましては、いわゆる外為法でございしますが、その下の根拠規定が若干、輸出貿易管理令あるいは外国為替管理令と違いますが、いずれも外為法のもとで管理が行われているところでございます。

日本としましても、この輸出管理を IAEA の保障措置とともに核不拡散上の重要な手段として重視しておりまして、この原子力供給グループにおける議論に積極的に参加しているところでございます。

2002 年以降、この NSG の供給グループの会合において、改正等の協議を行うとともに、また最近の話としましても、例えば機材輸入国に対する IAEA 追加議定書の義務化等について、現在、議論を行っているところでございます。

それから、ちょっと観点は異なりますが、広い意味での核不拡散に関する日本の協力ということで、23 ページ、24 ページにロシアの解体核等への我が国の協力について、若干ご紹介したいと思えます。

これは、核軍縮の観点と、それから核不拡散の観点、両方の意味がもちろんあるわけですが、G8 のグローバル・パートナーシップの枠組みの中で、日本は退役原子力潜水艦の解体、それから余剰兵器プルトニウム処分計画のために資金を拠出することにしておりまして、23 ページの真ん中以降にございますが、実際に退役原子力潜水艦の解体等に協力をしております。液体放射性廃棄物の処理施設を、実際に設置して施設をつくって運営するとともに、原子力潜水艦の解体協力についても、昨年 12 月までヴィクター 級の解体協力事業を行って完了しておりますし、次のプロジェクトについても締結交渉を行っているところです。

また、24 ページになりますが、核兵器からの解体プルトニウムを、MOX 利用技術を使

って、ロシアで高速炉のBN-600というところがございますが、そこで処分する構想について協力を行っております。これまでに、燃料集合体を3体、約20キロのプルトニウムを燃焼しておりますし、さらに次の照射試験を開始しております。これは、もちろんプルトニウムを燃焼処分するというだけではなくて、BN-600の許認可上必要となるデータ取得等についても貢献しているものでございます。

それから、25ページ以降に、核物質防護措置、PP——Physical Protectionについて記載を入れております。先ほど全体の仕組みの中で、テロ対策等も含めて新たな対応の1つとして注目されているというふうにご紹介しましたが、国際的なルールとしましては、核物質防護条約というのが既にございます。1987年に発効しておりまして、日本も88年に加入しております。新たな話としましては、真ん中あたりにIAEAのガイドライン（INF CIR C / 225）とありますが、特にその最新版、Rev. 4では、国が原子力施設を取り巻く脅威（「設計基礎脅威」）を策定しまして、核物質防護対策の基本とすべきこと等を規定しております。

2ページ飛びますが、今のIAEAの新しいガイドラインに対しましては、27ページに国内での法改正等につきまして記載しております。先週の金曜日、炉規制法の改正案を内閣の方で決定しまして、今国会に提出すべく準備中でございます。項目としては、先ほど申し上げた設計基礎脅威という概念を導入する、それから防護検査制度を創設する、また核物質防護に係る機密保護制度を制定する等について、新しいガイドラインに対応した動きがございます。

ちょっと資料が前後して恐縮でございます。25ページにもう一度戻っていただきまして、核物質防護につきましては、二国間の原子力協定においても規定がございまして、それらを国内法で担保しているということでございます。

国内法の担保は、先ほど新しい法改正の話を先に申し上げてしまいましたが、26ページに国内法の規制につきまして、原子炉等規制法における義務づけ内容について紹介してございます。

それから、資料28ページをごらんいただきまして、これは条約ではございませんが、プルトニウム利用の透明性の向上という観点から、国際プルトニウム指針というものがございます。これは関係9カ国、日本、アメリカ、イギリス、フランス等々、ここに記載がございます9カ国によりまして、民生用プルトニウムの管理指針である国際プルトニウム指針を採択しております。この指針は何を求めているかという、その次にございますが、自国での民生用プルトニウムの利用方針を明らかにし、その管理状況とプルトニウムの量、それを公表するということを定めておりまして、IAEAにこれらの情報を提出して、IAEAが公表しております。

日本は、この指針ができる前からプルトニウムの管理状況を公表しておりますが、I A E Aにももちろん報告する形で透明性の向上を図っております。2003年末時点の保管中の分離プルトニウム量について、キログラムベースでの詳細な数字を記載しております。

それから、29ページ以降にちょっと入っていただきまして、これまで全体の枠組みについてご説明をまいりました。ではこれを物理的にいかに担保するかというのでしょうか、あるいは保障措置を行う上で必要となる技術の開発あるいは実施等についてご説明をさせていただきたいと思います。

29ページは、日本の再処理施設でつくられるというか使用される製品が、ほかの海外の再処理施設とはちょっと異なった形でつくられているというものでございます。右側に四角で囲ってありますが、ウランとプルトニウムを混合して酸化物とすることによって、プルトニウム単独の場合よりも、武器、兵器への転用するまでに必要な物理的時間が長くなるということから、核拡散抵抗性が高いと。これは、東海再処理施設に関する日米協議の結果からきているものでございますが、東海はもちろんのこと、六ヶ所においてもウランとプルトニウムの混合酸化物の形態で常に管理をするという形にしております。

また、こうした物理的な特性に加えて、保障措置を実際に適用するに当たっては、核物質はどれだけ物があるか、それから在庫管理としてきちっとしたものをチェックすることができるようにならなければいけないわけございまして、30ページにそうした計量管理等に関してどのような技術を使っているかというものについてご紹介をしております。これは、日本だけでやっているわけではございませんで、左側にございますが、大型再処理施設保障措置検討会合といった海外の枠組みにおいて検討し、さらに日本も対I A E Aの保障措置技術支援計画等で協力をした形で、実際に保障措置手段を開発して適用しております。

下の段にございまして、そうした枠組みで合意できる保障措置手法を開発した結果、六ヶ所の再処理工場に対する保障措置のやり方、施設附属書について合意が得られたところでございます。

それから、31ページをちょっと見ていただきますと、今申し上げたような保障措置のための技術について、そのほかにも幾つございまして、例えば左側の核燃料サイクル施設の保障措置システムの確立という部分、システムの開発でございますが、もんじゅの2重封じ込め・監視装置、あるいはプルトニウム第3開発室の検認装置等々、ほかにもやっているものをご紹介しております。

右側のロシアの解体プルトニウムについては、先ほどご紹介しましたので、ダブっておりますのでご紹介は割愛します。

それから、日本での核不拡散への取組みとして、今後、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構が統合された後で上がる日本原子力開発機構において、核不拡散への取組みを

行うべく、新たな業務というか、新たな機能について、今、検討を進めているところでございます。長計との関係では、原子力長計そのものではないのですが、第6分科会での検討で、こうした機能を日本としても有するべきだというような議論がございました。また、32ページの真ん中にございますとおり、原子力二法人の統合に関する報告においても、核不拡散についての技術的、あるいは人材面での積極的な参加、貢献という観点からまとめているところでございます。

下に、想定される役割、業務等について記載しております。核不拡散に関する政策研究、適正な核物質管理、核不拡散に関する技術開発、それから非核化支援、人材育成・人的貢献といったような役割が期待されるわけでございまして、今、具体的な方法、方策等について検討を進めていただいているところでございます。

ここまでが既存の枠組み、あるいは日本の取組み等でございますが、33ページ以降の新しい核不拡散に対する問題と対応についてご紹介をさせていただきたいと思います。

最近の核不拡散に関する問題としては、これは皆さん新聞等でもうご存じだと思いますが、NPT非加盟国による核実験、これは1998年のことでございます。また、NPT・IAEA体制を隠れ蓑にした核開発またはその疑惑ということで、加盟国でありながら核開発等の疑惑が提起されている国々がございます。また、核物質、物の流通としても、地下ネットワーク、いわゆるカーン・ネットワークの露見といったようなこと、また国家組織ではない非国家主体、テロ組織等による核テロが脅威として出てきているというようなことでございまして、従来のNPT、IAEA体制の抜け穴を塞いで、今後、維持・強化する必要があるのではないかというような提起がされております。

これらに対しまして、不拡散体制を強化するための検討、また強化・補完する新たな枠組みの検討として、下に挙げてありますような形でエルバラダイIAEA事務局長の構想、またブッシュ大統領の提案、G8サミット会合等での新たな構想、それから国連でも新たな報告等が出ております。

これらについて、それぞれ簡単に34ページ以降ご紹介しております。ここにつきましては、既に触れておりますが、例えばエルバラダイのIAEA事務局長による国際核管理構想につきましては、34ページに記載しております。内容としましては、濃縮、再処理や使用済燃料・放射性廃棄物を国際管理下に置く枠組みを追求しておりまして、現在、専門家グループ会合を設置して検討がなされているところでございます。また、これに加えて、34ページの一番下にございますように、エルバラダイ事務局長がこの構想に加えて、ウラン濃縮・再処理施設の新規建設の5年間凍結を含む7項目——セブン・ステップスと呼びますけれども、この提案を行う考えを持っているということが、今月の頭に発表されております。

それから35ページには、ブッシュ大統領が昨年2月に提案しました核不拡散に関する提

案について記載しております。拡散に対する安全保障構想の活動の拡大、あるいは安保理決議の早期採択等々がございまして、これがその後のシーアラインドにおけるサミットで一部反映されております。

さて、こうした新しい構想があるのですが、実は過去にもこうした検討というのは何度もなされておまして、36ページにご紹介させていただいておりますのは典型的な例なのですが、INFCEと呼ばれる国際核燃料サイクル評価というのが、これは77年から2年半ほどかけて検討されたのですが、その中の1つとして、制度的に核不拡散と原子力の平和利用を図るためにどのようなことができるかということで、プルトニウムを国際的に管理するIPSと呼ばれる構想、それから供給を保障する原子力資機材、それから技術等のサービスを供給保証するCASと呼ばれるもの、また使用済燃料を国際的に貯蔵する構想としてISFM等について、検討が行われた経緯がございます。

ただ、残念ながら、いずれの構想も合意に至らず検討が停止されております。それ以外にも、下に国連等における検討の経緯についても若干触れてございます。

また、37ページには、現行の長計の第6分科会におきまして、当時、使用済燃料あるいは放射性廃棄物の国際共同貯蔵構想がございましたので、それに関して検討した経緯がございます。この結論は、上の3行目にございますが、国際協力については前向きに対応していくべきであるが、一方、日本としてそれに参加することとは、やはりちょっと別問題であろうというのがごく概括したコメントでございます。

そして、こうした核管理構想についてはいろいろな見方があるだろうということで、38ページにこうした見方があるのではないかという形で、肯定的な見方あるいは否定的な見方として幾つかのポイントを挙げております。

例えば、肯定的な見方としては、核兵器保有に必要な物資の発生源が限定されるため、管理上有利ではないかと、あるいは複数国の管理による一定の相互牽制、また中小規模の発電プログラムを持っている国にとっては経済的ではないか、あるいは複数国による保証の方が信頼できるのではないかと。

ただ、一方、この肯定的な見方との裏返しのような形で、例えば複数国による保証が信頼できるのではないかということに対しては、右側の否定的な意見として、複数国の管理は、むしろ他国へ機微技術が流出する可能性があるのではないかと、あるいはそもそも疑惑国が参加する実現性が低いのではないかと、また原子力の平和利用を実質的に制限する可能性があるのではないかと等々、懸念もあるということかと思えます。これは、特段オーソライズされたものではなくて、こうした見方があるのではないかという形で、考察という形でピックアップさせていただいております。

むしろ、論点といいますか、ここでこれまでの経験等を踏まえて39ページに、このワー

キンググループでもご議論いただきたいところの1つでございますが、大きくまとめております。39ページの1つ目は、前半ご説明しましたとおり、いろいろな形の条約があるわけでございますが、一方で、その条約に加盟しない国、あるいは加盟しても遵守しない国があるということから、核不拡散への取組み強化の必要性が高まってきていると。

ただ一方で、過去の歴史的な経緯を見ましても、さまざまな提案があったんだが実現には至っていないというジレンマも抱えておりまして、これらの経験というのは、ある意味ではその疑惑国や非政府組織による問題に対処する上で、なかなか実効性のある制度というのはそう簡単ではないし、また、平和的利用を制限するという問題もございます。したがって、単に新たな構想等を、言ってみれば「特効薬」みたいな形で頼るだけではなくて、むしろ実際にどれくらいできるか、貢献度等あるいはその平和利用の確保を慎重に検討しながら、これまでの制度をいかに強化して実質的に実施できるかということを担保するというところを図っていくことが現実的、あるいは効果的ではなからうかということでございます。

40ページ、42ページには、先ほどちょっと触れましたサミットメンバーでの行動について記載がございますが、項目としてちょっとダブリもございますので、40ページ、それから続いて42ページ、41ページに記載がございますが、それぞれの紹介は省略します。

1点だけ、41ページの後段で、核拡散に対する安全保障構想、P S Iというものがございまして、これだけ42ページでご紹介したいと思っております。

P S I、これはProliferation Security Initiativeと呼ばれるものでございますが、これは核兵器だけではなくて大量破壊兵器、ミサイル、それからそれらの関連物資の拡散を防止するために、1つは阻止訓練を行ったり情報交換を行ったり、また、その連携を拡大していくということから、そういったことをやっております。日本としましても具体的な行動として、我が国の基本的立場というのが次にありますように、一昨年の海上での訓練あるいは昨年でも訓練等に参加するとともに、不拡散体制の強化に関してのアジア諸国への働きかけなども行っております。

それから、43ページに、国連のハイレベルパネル報告として12月に出されました、これは新聞報道等でも報道されましたが、この中に核不拡散に関する提言もございますが、ただ、これは今後、アナン事務総長が独自の報告を提出する予定ということもございまして、こうしたものがあるということだけご認識いただければと思います。

それから、日本がいろいろな取組みを行ってきているということをもう一度再整理しまして、44ページに、不拡散体制の維持・強化として、これまでのお話を再度整理しております。核不拡散体制を維持・強化するための最も現実的な、効果的な方途は、以下の方策を着実に推進することではないかとして、1つ目が一番重要な保障措置、それから、これには2つ目のところに記載していますように、日本の努力をアピールするとともに、I A E Aの追

加議定書の普遍化への努力ということも進めております。

また、物の移転ということで、2つ目に重要なのが輸出管理ということでございまして、NSGのスキームに従って国内法を整備することはもちろんのこと、さらに新たな議論に対しても積極的に参加を行っているというところですよ。

それから、直前に触れましたPSIですね、拡散に対する安全保障構想へもこの水際の規制と言うんでしょうか、こういったものにも積極的に参加するとともに、4つ目のこれらの仕組みを担保するために、日本としても技術的な知見、貢献のもとに支援、それから技術開発の推進を行っていくということでございます。

核物質防護につきましては、字はちょっと小さくなっておりますが、先ほどの法令改正等の予定についても記載をしております、これらの活動を引き続き継続していくことが重要ではないかという形でまとめております。

45ページ、46ページは、イラン及び北朝鮮の核問題等について整理をしておりますが、ここはこれまでの経過あるいは最近の情報等でございますので、特段のご説明は省略させていただきたいと思っております。

すみません、ちょっと長くなりましたが、説明は以上でございます。

(内藤座長) ありがとうございます。

前回の長計における核拡散問題についての議論の状況、それから、それを踏まえたその後の展開、また、新たに起こっております核拡散に関する問題への最近の状況、我が国の取組み等、大変簡潔に、また包括的にまとめていただいたと思っておりますが、以上のご説明に対しまして、委員の皆さん方から何かご意見、あるいはコメント等ございますでしょうか。

それでは、鈴木委員、お願いします。

(鈴木委員) 質問なんですけれどもよろしいですか。

(内藤座長) はい、どうぞ。

(鈴木委員) 15ページの、我が国の保障措置の実施状況のところなんですけど、査察業務量の日本のところが2,247という数字になっているんですけども、これの内訳はわかりますか。これは公表されているんですけど。

(内藤座長) 内訳といいますのは、施設ごとということですか。

(鈴木委員) そうですね。特に次の六ヶ所再処理工場の本格化後のイメージというのが書いてあるんですけども、この黒い数字は一体どうやって、これは推定値だと思うんですが、ということは、今、再処理とか濃縮でどれぐらいのあれがあるのかというのがもしわかれば教えていただきたいと思います。

それから、続けてよろしいですか、質問が3点あるので。

あと18ページですが、日米原子力協力協定ですね。これで包括同意取極の説明があるんですが、六ヶ所再処理工場は施設に入っていると、附属書に入っているということなんですけれども、包括同意取極というのはたしか期限が30年でしたっけ、その確認をしたいんですが、その場合に、30年が切れても六ヶ所再処理工場は寿命が40年、30年あるわけですから、その場合どうなるのか、ちょっとそれだけ確認させていただきたいと思います。2点目です。

それから、34ページなんですけれども、先ほどご説明があった国際核管理構想専門家グループで遠藤大使が出られたと思うんですけれども、これは報告書についてはまだ公表されていないと思うんですが、このワーキンググループで内容についてご紹介していただく機会はあるのでしょうか。その3点だけちょっと。

（内藤座長） いかがでしょうか。

（森本企画官） まず、1つ目の2,247の内訳について、ちょっと今手元にございませんので、もしわかるようであれば、また別途ご紹介させていただきます。

それから、2つ目の2000数十年の話なんですけれども、ちょっとその正確な位置づけを多分正しく確認した方がいいと思いますので、それをご紹介します。

それから、3つ目の話ですが、これはどのような形で公表されるのか、今月末の理事会にはかかる予定にはなっておりますが、その後の位置づけ等、まだ我々の方も承知していないので、オープンになるものであれば、それはもう既に逆に皆さんの方で情報を持っているかもしれませんし、あえてその内容について議論する必要はここではないのではないかと、先ほどの個々のあれについては思いますが、ご紹介することは、情報が手に入ればそれはお配りすることは可能です。

（内藤座長） 神田委員、お願いします。

（神田委員） 意見をちょっとまずいいですか。

（内藤座長） はい、どうぞ。

（神田委員） きょうは、核不拡散、NPTの問題が主だと思うんですけれども、国内の核不拡散体制というのは、非常によくできてきていると思います。それで統合保障措置が適用されたり、日本はそういう意味では、国内的には非常によくやっていると世界が認めていると思うんですが、片方で、いろいろな国のNPTに関して核拡散問題というのは、日本がいい子、いい子に行く分ほど悪い子、悪い子に行っているというところがたくさんあって、非常に危険な状態になっていると思うんですね。

例えば、インドがIAEAとの批准をしないというときに、インドは盛んに日本に批准できるような体制を指導してもらいたいというのを何回も言ってきているのに、それが援助できない。それは、核兵器に一たん関係があるものは全部避けて通らなきゃいけないと思って

いるという傾向がある、日本の場合ですね。あの国は核兵器をやっているからもうつき合っちゃいけない、この物質が核兵器に使われるんだったら、もうそれに近づいちゃいけないとか、何か非常に恐れ過ぎていて国際的な貢献を怠っているんじゃないか。

もう一つの例を申し上げますと、ポイント・オブ・コンタクトというのは日本人なんですよ、NSGで。NSGというのはニュークリア・サプライヤーズ・グループ。そのポイント・オブ・コンタクトというのはどんな人なのかというと、ウィーンの大使館の中にいる通産省の大体課長と課長補佐の間ぐらいのポストの人が常時行っています。これは、Aという国がXという国に輸出することをこういう理由でやめるとか、あるいはやめてもよろしいかという、2種類あるんですが、質問する場合とやめましたと報告する場合をポイント・オブ・コンタクトに報告を出す。そうすると、44カ国の代表にばっとその資料を送るわけです。それで、要するにA国はXに輸出できたけれども、B国は輸出できなかったというようなことが起きないように、輸出の基準を世界的に足並みをそろえようという、そういう役割をしているわけですね。

ところが、そのポイント・オブ・コンタクトに来る情報で、これはNSG委員会で毎回報告が出るんですけども、日本からの質問というのは1回もないんですね。内藤さん、最近あったかどうかは知りませんが、7年ほど前に何か調査したところによると、日本からの質問は1つもなかった。1つの理由として、核兵器にかかわっちゃいけないとみんな思っているんじゃないかと思うのは、これは核兵器につながるからやっていいかどうかというのをポイント・オブ・コンタクトに聞くと、それは核兵器をつくっている国へ質問を回す、それを回答をもらってみんなに配るという、そういう役割を果たしていた。

ところがその役割で、NSG委員会の連中に聞くと、日本がポイント・オブ・コンタクトをやってくれているのはありがたいけど、日本って何なんだと、恐れる余り近づいちゃいけないという姿勢がありありに見えるということをよく批判されていたということです。

だから、私の意見としては、核兵器というものをつくれということは絶対言いませんが、核兵器の知識を持つことを禁止という空気が強過ぎて、的確な核不拡散問題の取組みがしにくいのではないかと。だから、もう少し原子力委員会が核兵器のつくり方を研究せいというのは大変いいにくいですが、そういう知識というのをきっちり持って整理される、あるところにやってもらうということは必要なのではないかと。それが核不拡散の実行を国際的に発信する情報のポイント・オブ・コンタクトの国であるし、それから、これから輸出をいろいろするかもしれないというときには、そういう知識を持っていなきゃいけないんじゃないか。

もう1個だけ言わせてください。KEDOという計画が今挫折していますが、北朝鮮に軽水炉を売ろうという計画です。そのときによく受ける質問は、どうしてあそこで持っている黒鉛炉は核兵器ができるのに、黒鉛炉をやめてくれと、かわりに軽水炉を売りますというけ

ど、軽水炉と黒鉛炉はどこが違うんだという。軽水炉から出るプルトニウムは実用的核兵器にならないから、KEDOでは軽水炉を北朝鮮に売っているんだと、提供しようとしているということ、どうもこれも余り説明し切れていない。だからKEDOの軽水炉は核兵器にならない。ただし、今使っている実験の5メガワットという小さい原子炉ですが、あの実験炉は核兵器をつくることができる、その当たりの違いを説明——これは原子力委員会ですよね、原子力安全委員会じゃないですよね、こういう説明をするというのは。それを国民にちゃんと説明していかなければいけないのではないかというふうに思います。

(内藤座長) ありがとうございます。

何かございますか。

それでは、遠藤委員、お願いします。

(遠藤顧問) それでは、2点ばかり申し上げたいのですが、まずその前に、さきの鈴木委員のご質問の第3番目なんですけれども、エルバラダイ構想に基づく調査報告というか報告書、これはウィーン時間ですけれども明日公表されます。したがって、ウィーン時間の明日以降はアヴェイラブルになります。それがまず第1点。

それから、この報告書自身は個人的な資格の、例えば日本から私が出たわけなんですけれども、それは喜んでご説明申し上げます。

それから、次が今回の作業についてなんですけれども、前回の、現行長計の策定責任者の一人であった者としてちょっと言いにくいところもあるんですけれども、今回の長計は、前回の長計をつくったとき、これは大体五、六年前ですけれども、それと今の状況とどこが違うのかということをやっぱり考えなきゃいけないのじゃないかと思うんです。

私の感じは、非常に大ざっぱに言いますと2点ぐらい違っているところがあるんじゃないかと思うんです。これは長計全体というよりかは、むしろ今の国際問題についてですね。

1つは、核不拡散をめぐる状況というのが、5年前よりかは今の方が悪くなっていると、あるいは少なくともトラブルが起こっているとは言えるんじゃないかと思うんです。したがって、より厳しくなっておる核不拡散状況に対して、今回、我々がどういうふうに対処すべきかと、こういうことが1つの問題ではないかと思うわけです。

それから、次が、原子力をめぐる状況というものが、これは原子力発電と言ってもいいと思うんですけれども、アメリカにおいても、あるいはある程度ヨーロッパにおいても、あるいはアジアにおいても明るさがというか活発になりつつある兆候にあるのではないかと。それはご承知のとおり地球温暖化の問題もあれば、あるいは石油の値段が上がっているとか、あるいはウランの値段が上がったりあるとか、あるいは停電の問題がアメリカであるとか、いろいろな状況があるわけなんですけれども、少なくとも原子力発電というものをもうちょっと前向きに取り組んでいかなきゃいかぬのだという、これは私の見方かも知れませんが

も、状況が出てくる。したがって、傾向としては、原子力発電というのがアジアを初め世界的にも増えてくるような状況にあるのではないかというふうに思うわけです。

したがいまして、もしそうであるとすれば、やはり冒頭のお話のような国際展開というものがより可能性が出てきておるという点、そういうふうな今申し上げた2点、あるいはほかにもあるかもわかりませんが、前回の長計と少し違った状況が出てきているんじゃないかと私は見るわけで、したがいまして、我々の作業の中には、ぜひそういったような変化の兆しというものを反映していただきたいと思っているわけです。

それから、もう一つは、全然あれなんですけど、前回の長計、策定責任者の一人であった人間が言うのも恥ずかしいんですけど、余りにもお経なんですね、ざっくばらんには。私は、お経が悪いと言っているのでは決していないんですけど、長計は5年間なり6年間を対象とするのであって、したがって、個々のものについての答えを書く必要は全くないと思うんです。したがって、その意味ではお経であって私はいいと思うんですけど、もうちょっとお経と極めて現実的なものの中間みたいなようなところをねらった方が、物事を処理するに当たって、これを見てレファレンスをするというようなもうちょっとという感じを、これは非常に難しいんですけど、ということを私は希望しているわけで、以上、2点でございます。

どうもありがとうございました。

(内藤座長) お待たせしました。須藤委員。

(須藤委員) 今の遠藤顧問のお話と若干関係してくると思いますが、まず最初に質問として、この39ページと44ページに、論点等というのがまとめてあって、これは非常に大事な点だと思うんですけど、この取り扱いが議論された後、議論の結果は最終的な報告書なり何かに盛り込まれて公表されることになるんですか、あるいは議論するだけということなんですか。

(内藤座長) 私の理解では、ここでいろいろ議論いただいて論点を整理して、それをこういう論点で策定会議に上げますということをご確認いただいて、策定会議で披露することかと思います。

ただ、それをきょうやるか、あるいは数回ありますので、その流れの中で順次やっていくか、あるいは最後の段階でまとめるかというのはちょっとこれから考えたいと思います。

(須藤委員) わかりました。少なくとも策定会議まではその論点が報告されるということですね。

(内藤座長) そうですね。

(須藤委員) それで、それと関連するんですけど、先ほどご説明があった国際核管理構想とかエルバラダイの5年間凍結案とか、エルバラダイの5年間凍結案は、NPTレビュー

一会議が5月だから、その辺で決着はつくかもしれないんですけども、つかないかもしれない。それから、国際核管理構想も最終的報告書が出て、IAEAの理事会に行ってどういう扱いになるかもわからないんですけども、継続検討ということになる可能性もかなりあると思うんですね。その場合、やはり日本の原子力基本政策の文書の中で、日本の立場というのは何ら触れられていないと何なんだという感じも受けるかもしれないので、どういう形で発信するか、別途議論、結果だと思いますけれども、その辺を盛り込む必要があるのかなという感じがしていますのでけれども、具体的な論点は後でまた。

(近藤新計画策定会議議長) 最初に申しあげましたように、この新しい計画は、いろいろな手続を経て、でき上がりが11月のおしまいまでにはと思っているところでありまして、したがって、そのオフィシャルなステータスを獲得するのはその時期ということになりますので、今お話しのように、その間においてさまざまな国際的な意思決定なりが行われるとすれば、現在の長計をベースにそうしたものに对应するというのが、理屈なんです、他方、こうした新しい動きに対してほっかむりしたレポートが出てくると非現実的で役立たずとなるわけでありまして。そこをどう調整するかというのは大変難しい。

つまり私ども審議のスケジュールがあって、例えば外交問題、こればかりずっとやり続けていてもいかぬわけでありまして、それは、例えばある時期にそのくくりをしながら先へ議論を進めていくという、そういうプロセスを一方で、いわばシーケンシャルをやっているという中で、はて、どうしたものかなというような大変深い悩みがあるんですが、先ほど最初に内藤座長からも話がありましたように、基本的には個別具体の問題についてかくなるポジションをとるべしというようなことは、いわばその長期計画を踏まえて、その精神なり基本的考え方を踏まえて、具体的な対応をそれぞれ交渉のポジションとして、司々で考えていただくべきというのが基本。それに対して、そうした情勢を踏まえて役に立つ議論をここでしていただき、また、策定会議でもすることになるのかと、というのが正直なところです。

もちろん、そうした問題について原子力委員会としてアドホックにポジションを決めることが必要とあるとすれば、そのときにまた原子力委員会だけで、あるいはご専門家の方にもお集まりいただいて、それなりに対応をしていくことになります。

(内藤座長) 千野委員。

(千野委員) 私も遠藤顧問がおっしゃるところのお経づくりに、国際関係部会で5年前にかかわった者の一人なんですけれども、おっしゃるように、5年前とこの5年間の流れを見たときに言えることは、やはり状況の悪化ということはそのとおりだと思うんですね。そして特に2つほど挙げるとすれば、やはり北朝鮮の核開発が進んだと、北朝鮮自身に要約すれば核保有宣言を行っている。

それから、もう一つは、今のご説明にありましたけれども、同時テロということによって、

より核不拡散の不透明性が高まったというふうに、非常に危険な状況になってきているという状況認識はそのとおりだと思います。

その中で、この5年間、日本は、日本としては非常に優等生的に努力してきたということは、これまたそのとおりであろうと思います。

しかし、これからの新しい策定会議の文書ということを考えるときに、日本は日本だけが優等生であっていいのかというふうなところにやっぱり来ているのではないかと思います。日本自身が責任を果たす、日本としての責任を果たすと同時に、やはり国際社会に対して日本がもう少し積極的な貢献をしなければならないということも、より求められているのではないかと。これまで日本がやってきたことは当然やるとして、後段のこれまで物足りないとか、そういう部分をしなければならないということが求められていると思います。

ちょっとページ数が見つかりませんが、不拡散に対する日本のイニシアチブの強化というふうなことを書かれておりますよね。ですから、個別具体的にはやっているんですけども、例えば、じゃあ日本が、これも文書にありましたけれども、核保有への疑惑というのが消えないという、これは全くそのとおりだと思います。いろいろなことがあるたびに、私は各国のメディアを毎月定点観測的にレビューしているんですけども、北朝鮮の核開発に関連しても必ず出てくることは、日本が核保有をするのではないかとという疑惑ですね。したがって、日本の外交の柱として非核三原則というのが営々としてあるわけなんですけれども、これは残念ながら説得力を持つに至っていないのではないかとというふうに考えた方が現状に近いのではないかと思います。そういう状況をどうするかということが、日本にとって極めて重要な課題になっているというふうに思います。

（内藤座長） ありがとうございます。

宅間委員。

（宅間委員） 今の千野委員のご意見、全く私もそのように思っております。

まず、今までの長計は、前回の長計もそうですけれども、それ以前の日本の核不拡散とか原子力平和利用ということの取組みに関しては、やはり君子危うきに近寄らずと、要するに平和利用に限定、少しでも軍事のようなところに知識を得てもいけないということで、これはさっき齋藤先生がおっしゃった君子危うきに近寄らず。

それから、そういう核の兵器や何かに関して勉強しようということに対しても、それをやっていると思われると今度は李下の冠を正さずというやつで、よそから見られるとこれはやばいということで、結局、自分のところだけがよければいいということで、ハリネズミのように武装をして、外から何か言われると一生懸命それを跳ね返す、そういうやり方でやってきたんじゃないかと思います。

しかし、やはりこれからはそうじゃないんじゃないか。というのは、基本法制定から50

年たちましたけれども、平和利用というものの意義をもう一度今考えるべきじゃないか。それが平和利用一本でやってきた日本のやるべきことだと思うんです。

それはどういうことかと言いますと、恐らく60億の今の人口が90億になると、人口がふえる、経済活動が盛んになる。そうすると資源の争奪が起こる、それから大気環境という資源、これまで資源としてみんなで奪い合うということになってくるわけで、どうしてもそこに社会的な緊張あるいは国際的な緊張が起こってくる。そうすると、そのエネルギーを十分供給でき、あるいは地球環境に影響を与えないということで原子力というものが、経済性の問題も含みますけれども当然クローズアップしてくる、それが今後の大きな流れになってくるわけで、これは遠藤先生もおっしゃったように、これからの原子力に対する期待というのが大きくなってくると思うんですね。

それは何かというと、それは結局、自分たちがよりよい生活をしていく、よりよい豊かな国をつくっていく、そのために本当の意味で原子力を使って平和を保とうという、それをグローバルに展開すれば、原子力の平和利用というものの意味は、やはり原子力を核兵器に使わないから平和利用というんじゃないでなくて、むしろ原子力のエネルギーを民生用に使って世界の平和を達成しようと、少なくともそれに近づこうということが、今50年たった原子力の平和利用の意味じゃないかというふうに私は思うんですね。

そうすると、そこに一方で平和利用というものを進める、一方で核軍縮を進める、これはまさに核をなくして原子力で平和をつくっていく、緊張はなくし平和をつくっていくということになる。そうすると、平和利用一筋の日本みたいな国が核軍縮にも寄与する、それから平和利用にも国際的に展開する、日本の技術を展開する、こういうことを両方できるのは、やはり核兵器に手を出さなかった日本の国の一つのこれからの生き方だと、まさにそれは原子力技術によって積極的にこれから世界に貢献していくということだと思います。その中には、当然先ほど神田先生がおっしゃったように、核兵器というものに対してやっぱりきちんと勉強した上で、平和利用というものをこういうふうに私どもはしているんだということもやっぱり発信しなきゃいけない。これは新しい二法人統合の中にも構想がちょっと出てくるようですけども、やはりそういうところもきちんと勉強した上で、私どもは、日本は平和利用に徹し、この平和利用の考え方を世界に発信して、世界も原子力によって世界の平和利用に少しでも近づくんだというようなことを大きな理念にして進めた方がいいような気がいたしております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

(内藤座長) ありがとうございます。

事務局説明に対するご意見ということで、今ひと当たりやっていただいたんですが、鈴木委員の方から、別途ペーパーでご意見をいただいておりますので、そのご紹介をお願いした

いと思います。

（鈴木委員） ありがとうございます。事務局からお知らせいただいて、宿題かと思って用意したんですけれども、私だけ出したということであれなんです、僭越なんですけれども、今既に幾つかご意見があったのと重なっちゃうんですが、私がこのメモを用意したときの意図は、5年前と一体何が違うのかと。それについて、今度の長計で何を議論していただきたいかという整理をしたということです。

私自身は、今までもお話がありましたけれども、2点やっぱり違うと。1つは、非国家主体が対象になるということが非常に大きなテーマになっていると、テロですね。それから、もう一つが、機微な物質・技術というものに対する焦点が非常に高まってきていると、これが大きいんじゃないか。最後に、先ほど遠藤顧問がおっしゃった原子力市場の国際展開というのが確かに変わってきているかなというのがあると思うんです。それも確かに入っておりますので、その3つになるかもしれません。

5点あるんですが、まず第一に、既に長計に書いてあるんですけれども、さっきのお経ではありませんが、もうちょっとわかりやすく核不拡散に対するコミットメントを強調するという意味で、「核不拡散文化」という言葉をここに書かせていただいたんですが、原子力平和利用で、安全の確保というのは今や当然になっているんですけれども、安全確保とほぼ同じぐらい重要で、核不拡散というのは大前提であるということを強調する意味でも「核不拡散文化」という言葉を強調したい。

それから、核不拡散というと国の責任だという意識が非常に強かったと思うんですが、先ほどの非国家主体の話もありますけれども、これからは民間の組織も、あるいは一般市民も含めて最高のパフォーマンスを目指すという安全文化と同様に、やはり核不拡散に対して意識を高めていくことが大事ではないかということをまず第一に強調したいと。

それから、2番目が、さっき申しました機微な物質・技術及びそれに関連する機器、これに対する規制の評価、これをどうするかということではないかと。これは、先ほどちょっと神田先生から、黒鉛炉からのプルトニウムは兵器になるけど、軽水炉からのプルトニウムは兵器にならないようなご発言があったんですけれども、いずれにしても保障措置を必要とすることについてはかわりがない、なりにくいというご表現ならいいと思うんですけれども、ならないというのはちょっと強いのではないかなと。いずれにしてもプルトニウムと高濃縮ウラン、それからそれに関連する施設に対する規制をどうするかということが大事ではないか。これが3番目にもかかわってくるんですが、今後、日本が本当に供給国としてどうするかという施策を考えていかなきゃならないと。これが今までは比較的、先ほどの遠藤大使の話じゃありませんが、原則書いてあるんですけれども、具体的にこの機微な物質・技術の国際協力についてどう対応すべきか。

例えばきょうのお話ですと、6 ページにちょっと書いてあるんですけども、厳格な輸管理を実施していくということが現行長計にも書いてあるんですけども、これを具体的にどう考えていくのかということを明らかにしていかなきゃならないと。

それと同時に、既にお話がありましたけれども、日本が最先端で分野に貢献できる核物質関連の技術開発ですね、あるいは施策も含めて日本が今後どういう国際貢献ができるかということについて、これは二法人が新しく統一してできる原子力研究開発機構で設立がされると私は伺ったので、その核不拡散センターですね、これに対して非常に期待をしたいと、これについて検討できればありがたいと。

4 番目が、官民ということ、さっき申しましたように、国の責任、それからそれとともに、これからは核不拡散でも民間分野の方の責任がある、個人的にも責任が要るのではないかと。第一に、平和利用の促進と拡散防止を両立する枠組みということで、私がお話したいのは、供給国としての原子力協定ですね、二国間協定、これの締結をやはり進めていく必要があるのではないかと。これは輸出だけではなくて、研究協定からでも始められるということで、日本が技術協力、あるいは研究協力する場合にも、核拡散防止ということをきちんと枠組みとして決めていく必要があるのではないかと。

それから、民間企業の核拡散防止への努力というのが、これはコンプライアンスプログラムとか、要するにこの核物質防護の規制の中にも守秘義務というのが出てきましたけれども、そういうようなことを遂行していく意味でも、民間レベルでも例えば行動規範とか、そういうことも必要なんじゃないかと。

例えば、原子力学会では倫理規定というのがありまして、そこで行動の手引きで核兵器の活動に参加しないということを謳っているわけですが、そのような行動規範というのも個人レベルでもやっていく必要があるんじゃないかと。

最後の5 番目は、これは難しいんですけども、議論すべきかどうかわかりませんが、私の考え方として、きょう、ここで話しされているものがいっぱいあるんですけども、原子力委員会の長計で書くことと、実際にそれを実施する責任分担ですね、それが一体どうなっているのかということが心配でありまして、核不拡散施策というのは、やはりかなり幅広い分野をカバーしておりますので、それについては政策決定過程もそうですし、実際に実施する場合、統合された新しいポジションなり組織なりが要るのではないかなという気がするんですね。

具体的に、例えば国際協力の担当にだれが行くかと、第4 世代原子炉国際フォーラムというのがありますけれども、これは国際協力で、きょうの議論じゃないかもしれませんが、なかなか窓口がはっきりしないとか、そういうふうなことがあるんじゃないかと。それは核不拡散分野でもあるのではないかなということで、5 番目はそういうことで、原子力委員会と

してリーダーシップを発揮できる分野とそうでない分野について検討していただきたいと。

以上であります。

(内藤座長) ありがとうございました。

今の鈴木委員のご意見に、特に何か。

(近藤新計画策定会議議長) 総論としてはよくわかるんだけど、第1に文化というのは大事だと思うんだけど、文化論というのをどこまでやるか。安全の世界で、安全文化というのを国が一生懸命やっているの、言い方が難しいんだけど、文化という言葉を使って物事をさばっていくのは、原子力委員会の仕事としていいのかな。皆さんにお決めいただくことなのですが、私は若干のヘジテーションと、しかし、おもしろい、インタレスティングだというその両方の気持ちでちょっと今迷っているということを正直に申し上げます。

それから、ここへ書いてあることには、既にきょうの資料で説明したものがある。例えば、6ページの下のことについても、一応輸出規制、貿管規制に関しては貿管令、外為法での貿管令で、取りこぼしゼロかと言われるとなかなか難しいかもしれませんがやっている」と申し上げた。で、発言の趣旨はこれがまだ不十分だということなのかどうか、これは知りたいと思います。

それがPDCAサイクルを回してより良くなるようにするという意味の品質保証をしっかりとやってくれと、行政行為のリスク管理をちゃんとやってちょうだいという一般論なのか、個別具体的にここが問題ということなのかについてちょっと詳しくご説明いただいた方がいいのかなと。

また、二国間協定も協力でも、私の理解ではおよそ原子力協定と名のつく限り、鈴木さんが言ったようなこと、制約は双務性の観点から必然的にかけてあると考えるんだけど、これはこれからやるものについてなのか、既にあるものについて問題ありといったことを言っているのか、そこがちょっとよくわからない。

また、コンプライアンスプログラムというのは美しい話なんだけど、一方で守秘義務の世界、いわば刑法にかかっている世界がある。そういうエシックスの世界を超えて御用の世界があるとすれば、国としてはエシックスの世界の確立を要請するしかないんじゃないかという議論もあり得ると思うわけです。当事者が、民がそういうことについてみずから決めるというのは重要、新聞種にならないような仕掛けが大事だということを言っているとすれば、それは民の選択の問題であって、それでもって品行方正を担保しようとするという提案とすればリスクというべきではないのかな。

以上、きょうのお話は非常に大事なことだと思うんだけど、我々が策定会議の皆さんに、これは重要なんだ議論してくれというときに、エビデンスベースである方がいいかなということで、やや突っかかり気味の、こんなに突っかかっちゃいかぬのだけれど、思想を申し

上げました。

（内藤座長） どうぞ。

（鈴木委員） まず、文化の話からいきたいと思うんですが、おっしゃるとおり、核不拡散と文化をくっつけると何となくなじまないという気持ちは私自身もあるんですけども、何が言いたいかというと、例えば安全文化でもそうなんですけれども、ここを満たせばいいんだというものに対して、安全文化というのはそうじゃなくて、常に最高のパフォーマンスを目指すというのがたしかあったと思うんですね、これを言いたいんですね、実は。核不拡散の分野でも国際基準があると、これを満たしておけばいいんじゃないかというのが今までだったんです。そうじゃないと、日本としてはより高いパフォーマンスを目指すんだということ、これが1つですね。

それから、もう一つは、さっき言いましたように、だれかが規制をつくったら任せておけばいいんだと、例えば民間企業の方々は、国が責任を持ってこれをつくって、それを我々が従えばいいという、あるいは国際機関がつくったルールに従ってやっていけばいいんだと、もうそういう時代じゃないでしょうというのが、この2つ目の文化の意味です。だから、文化という言葉がもしなじまないのであれば、この2つを言っていたいただければありがたいと思います。

それから、6ページの話なんですけれども、これは何が言いたいかというと、今まで実際に日本が機微な物質や技術について輸出することはなかったわけですね。それから、今後、本当に原子力発電を輸出する場合に、そういうことを頼まれる可能性がある、あるいはほかの国が、例えばイランでもいいんですけれども、日本と同じ理由で濃縮や再処理をやりたいというときに日本はどのような施策で対応するんですかと、こういうことを具体的に、個別案件ということになってしまいますけれども、原理原則としてどう考えるのかということを私はちょっと言いたいわけですね。実際に日本が濃縮や再処理技術について輸出する可能性が全くないのか、あるいは技術協力する可能性が全くないわけであれば、自分たちはやっているわけですから、それに対して、ほかの国がやったときにどう対応するのかというのがあります。

それから、二国間協定は、私が言いたかったことは今のと同じなんですけれども、供給国としての二国間協定というのは日中しかないわけですね。今までは受ける方ですね。ただ受ける方のときは、さっき宅間さんがおっしゃったみたいに、どちらかというと被害者意識が強く、非常に厳しい規制を浴びるわけですね。そのときに日本の平和利用の権利を守るために一生懸命交渉してきたわけですね。ところが逆の立場になると、そのときのことをどう考えるのかというのが今の話。今後は、輸出をしなきゃいけないという国際展開をする場合に二国間協定はやっぱり結ばなきゃいけないわけですから、それについての議論をしてい

く。

最後のコンプライアンスプログラム、実は、これはさっきの文化とつながってくるんですが、やはり個々の人たちの意識が高まらないとだめだと。具体的に、私が今研究している輸出管理の分野でも、実際に経済産業省さんがやっている輸出管理の方法としてコンプライアンスプログラムを各企業に奨励したわけですね。実際はそうしないと管理というのができないんです。だからこれを担保するのではないんですけれども、これがないと実効力もないというのも事実だということで、非常に重要な分野になるんじゃないかなというふうに私は思います。例えば、国際条約の中でもミサイル技術輸出管理でも行動倫理というのが出されていますし、そういうことは、これから国際上非常に大事ではないかというふうに私は思います。

（内藤座長） ありがとうございます。

町委員。

（町原子力委員） 私の印象では、I A E Aは例の追加議定書をつくるのに随分努力をして、いろいろな議論を重ねて予定よりも2年ぐらい遅れて完成したものです。これは非常に効果のある査察のやり方だと思うので、日本のイニシアチブでこれを普遍化していくというのは非常に結構なことです。さらに、I A E Aの保障措置活動がN S Gとうまく連携していけば更に不拡散の効果が出るんじゃないかと。

先ほど、シ - アイランドサミットの中にもありましたけれども、そういう追加議定書を批准した国には輸出の点で有利なやり方をするとか、追加議定書批准のインセンティブを与えていくということ等含めて、この追加議定書の普遍化を進めて、批准国が64カ国という状況を改善する活動を強めていくことが重要です。

それから、事務局の説明に、I A E AがこれまでI N F C E以来、いろいろな努力、例えば、I P SとかC A Sとかをやってきてうまくいかなかったという話があったわけですが、その辺、まさにC A Sなんかは今回も供給保証の方策も多国間管理構想の中で言っているので、過去の検討の中で出てきたいろいろな問題点、なぜうまくいかなかったということをもう1回見直してみて、現在の検討に活用していくことも必要じゃないかなという気がしております。プッシュ構想とか、あるいは5年間凍結とかといういろいろな議論が出てきておりますが、一番大事なのは、疑惑国にいかに核兵器を拡散させないようにするかということなので、その観点から、新しいいろいろな構想が検討されるべきではないかと思います。

（内藤座長） 引き続いて、前田委員。

（前田原子力委員） 先ほどから各委員のご発言を聞いていまして、大体皆さん同じことをおっしゃっていると思うんですけれども、核不拡散という問題への取組みは、前回の長計に書かれてあること、それから今回の長計で議論していること、先ほどその間に随分状況が変

わってきているんじゃないかというお話があったんですけれども、確かに状況は変わってはきていますけれども、日本の国として取り組むべき基本的な立場というものはそう大きく変わるものじゃないと思うんですね。

当然のことながら、NPTという大きなレジームの中で日本として守っていくべきこと、あるいは国際的に協力してやっていくこと、保障措置の強化にしるNPTにしる、あるいはこれから特に重要になってくると思いますけれども輸出管理の問題だとか、そういうものを従来どおりやっていきます。さらにそれを強化していきます。先ほど優等生という言葉が出ましたが、言うならばもっともっと優等生になってやっていきますというのが、やっぱり一番大事な日本としてやるべきことだと僕は思うんです。

それから、もう一つ、それだけじゃだめじゃないかと、やっぱり今まで危うきに近寄らずじゃなかったのではなかろうかとか、あるいは神田委員からお話がありましたけれども、もう少しそういった核軍備なんかに対する知識みたいなものも持つ必要があるんじゃないかと、これは私ども確かにそうだと思うんですけれども、それが逆に、日本が原子力の平和利用をやっていくと、すぐに周りの国から日本は核保有しているんじゃないかという疑惑を呼ぶということにやっぱり結びつきかねないわけであって、そういう自分一人だけいい子、いい子じゃなくてももう少し国際的な面に出ていって発言をして、行動をしてということが必要だということは私もわかりますけれども、それが日本の国の逆に核保有疑惑を呼ばないようなことを十分考えていく必要があるというふうに思います。

そういう点から見て、先ほど各委員のご発言の中で余り出てこなかった、資料には出ているんですけれども、日本にとってやっぱり非常に重要な忘れてはならないことは、日本の原子力開発政策、あるいは特に核燃料サイクル、プルトニウム利用ということに取り組んでいる理念とか、それをいかに平和利用に限定してやっていっている、日本はそういう枠組みをつくってやっていっているんだということをやっぱりもっともっと国際的に発信をしていて理解を得る、そういう理解を得る中で、日本は核武装なんてことは全然考えるはずがないということ、ほかの国がそういうふうになっていただかないと、なかなか日本としてやりにくいという場面がやっぱり残るんじゃないかなという気がします。

以上です。

(内藤座長) ありがとうございました。

次に、神田委員、お待たせしました。

(神田委員) 今のやつと関連しているんですけれども、核武装しているんじゃないかというのをぐちゃぐちゃ言われるというのは年じゅう経験していますが、片方でザンガー委員会的なところでは、日本のあほがというのは何度も言われているんですよ。例えばこんな出来事があります。ちょっと数字を変えて言います、ばれますから。あるプラントを売ること

1,000万円で日本から輸出するということになったんです。そのうちの100万円が電子顕微鏡だったんです。電子顕微鏡の中にベリリウムが入っていたんです。よって、大蔵省は——その当時は大蔵省でしたけれども、このNSGというのはリストを発表してまして、パート2については量が書いていない、純度も書いていない形でベリリウム金属が入っていたので、これは輸出しちやいかぬということで大蔵省はとめて、それで通産省と大げんかになって委員会ができて、その委員長を私が引き受けましたので、実態を調査しました。

これはその後どういうふうに発展したかという、ある機械の10分の1がその部品であるならば、トリガーリストに入っている値段に相当するのは日本はノーと言うということになった。国際会議でその報告をしたら、ベリリウムの値段が10分の1だったら、それはお考えになってもいいけど、電子顕微鏡全体が10分の1であって、その中のベリリウムってまた何分の1なんだから、何でそんな神経質になるんだと。各国がどういうふうに出許許可をしているかという議論に入ったら、ほとんどの国が3分の1なんですね。闇取引で手に入るものそのものを3分の1で3倍お金を払って、そんなプラントを買って崩してベリリウムだけ引っ張り出すということをしないから、3倍というのがアメリカの意見、大勢は5倍だと。日本みたいに特にシビアな国では10倍だと。それなのに大蔵省は、部品が10分の1であればそういうふうにやりますとって頑張られて、以後も随分長い間それが続いている。

ですから、やっぱり国民に一番信頼されているのは原子力委員会なんだから、原子力委員会はそういう研究をやりますということをちゃんとやって、国として知識を持ってないと、そのとき大蔵省と通産省のあの激しい議論も何にもだれも調整で、じゃあ原子力委員会に聞いたらどうだろう、その当時の原子力委員会、今、近藤先生ですからね、だから僕こういうのを頼んでいるので、できる委員長のときに言っておかなきゃいかぬと思って言っているんですけども、やっぱり原子力委員会でそれはさばけなかった、その当時はですね。ですから、やっぱり知識が全然ないというのを自慢しているというのは、ある社会に行くとばかにされて、非常につらい目に遭うということですね。

以上です。

(内藤座長) 若林委員。

(若林代理) この資料の中にも、あと鈴木さんの方からも核不拡散の技術についてちょっと述べられましたけれども、それに関して一言ご意見を述べさせてもらいたいと思います。

近年のイラクとか北朝鮮とかイランとか、そういうものの核兵器の疑惑というのは、これは基本的には、追加議定書の前の問題であって、その問題に対処するために追加議定書というものができて、それで未申告活動の検知などに非常に大きな効果を挙げてきたところなんです。近年、そのような国の過去の未申告とか原子力活動の発覚などが、一つの例だとい

うふうに思っております。

その中で、ＩＡＥＡで検知能力の強化という観点から、ＩＡＥＡの各国の施設で採取したいろいろな環境試料、そういうものの微量分析というか、そういうものに関して日本、原研等も技術的に貢献してきているというふうに思っております。

それから、非核化支援の観点からも、核兵器の解体プルトニウムの処分とか、それからＣＴＢＴの検証、そういうところでも、我が国は技術的な面から貢献してきているんじゃないかというふうに思います。

そういうところで、核不拡散に向けた新たな制度的な取り組みだけでなく、我が国の今までいろいろなサイクルの施設を開発してきた経験とか、いろいろな保障措置の技術を開発した経験とか、そういうものを踏まえて、やはり世界に向かってそういう保障措置の高度化とか効率化とか、核不拡散に関する技術の開発を推進すると、そういうところで、国際的なそういうところの強化に技術的な側面からもやっぱり貢献していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

新法人としましても、この点に積極的に今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

（近藤新計画策定会議議長） 神田さん、別に反論ではないんですが、それはロンドンガイドラインの汎用品のリストが間違っているということをあなたは言っているわけですか。

（神田委員） いえ、当時は汎用品リストが現在のように詳細に規定されていなかったの、読めないんです。

（近藤新計画策定会議議長） 読めないってどういう意味ですか。

（神田委員） トリガーリストのパート２の方にいっぱい物質が書いてあるんですが、当時は、例えばカルシウムといったら純度が幾らで何キロ以上かという規定がなかったのです。

（近藤新計画策定会議議長） それを読めないというのは、だから応用する能力がなかったのかマニュアルがなかったのか、どちらかなのね。

（神田委員） どちらもあります。

（近藤新計画策定会議議長） つくった方は、どういう立場でつくったの、そのリストは。

（神田委員） つくったのは、ロスアラモスを中心になって……。

（近藤新計画策定会議議長） いいんだけど、つくった人は、それを見れば後は適切に管理がなされるという前提でつくったのか……。

（神田委員） そうです。ですから、ポイント・オブ・コンタクトを通じて、これがそれに当たりますかというのを毎回核兵器をつくっている国に質問状を出すんです。

（近藤新計画策定会議議長） 事情はわかりました。

（内藤座長） 齋藤原子力委員。

（齋藤原子力委員長代理） 私が質問したかったことは、大体、前田委員がおっしゃった二点目に関連することで、今の議論でほとんど尽きているかと思いますが、神田委員の方から、核兵器の勉強をしておかなければいけないと言われたので、どきっとし、そういう言葉が出回ると非常に誤解を招くのではないかという観点から一言申し上げたかった訳です。

それで、今の内容からして、いわゆるNSGに含まれているものは何であるかという理解がきちんとできていないと、そういう程度であればよろしいかと思いますが、日本が核兵器の勉強をしているということが出回りますと、先ほど千野委員もおっしゃったように、疑惑を受けているのに輪をかけるような方向に行くことになりいかなものかなということで、私の意見というよりも皆様のお考えをきちんと明確にしておきたかったということです。

それから、もう一つは、遠藤委員がおっしゃったように、現行の長計の記載は、お経とおっしゃいましたが、もう少し上質に言えば理念が書いてあるということで、それで、実際に具体的に何をやってきたかということ、多分、今までやってきたことは、日本としての受け身のことはきちんとやってきました。しかし、国際舞台で能動的な貢献という意味合いでは、余りやってこなかったということであろうと思うんですね。

この能動的に貢献する意味合いで、先ほどの神田委員の核兵器の勉強をしなければいけないというのが出てきた訳ですが、その定義をはっきりしておかないと誤解を招くので、私としてはその問題提起をして、ここにいらっしゃる委員の方がどうお考えかをまとめておいた方がよろしいと思います。

（神田委員） トリガーリストが読めるぐらいでいいと思います。

（内藤座長） 続いて、宅間委員、お待たせしました。

（宅間委員） 2点ばかりあるんですけれども、まず1つは、今の平和利用、平和利用の国際貢献一方で、これから日本は核軍縮に対してもやっぱり国際的に発言をしていこうじゃないかと、もっと積極的にということになれば、まさにその核兵器というものはこういうものだということをやっぱり研究ではなく勉強しなければいけないけれども、それは確かにいろいろ意見があるように、例えば李下に冠を正さずじゃないけども、かなり透明性を持ってやらなきゃいけない、そのための工夫はこれから必要だと思うんですけれども、いずれにせよ何かやっておかなきゃいけない、していかなければ、核軍縮に対しても余り積極的な発言をできないんじゃないかという気がしてしょうがないんです。

それから、もう1点は、安全文化という話があります。それはチェルノブイリが起こったときに、要するに原子力みたいな技術を扱う人たちの心の問題まで踏み込まないと本当に安全というのは危ないよということで、安全文化という言葉が出てきたんだと思うんですね。そういう点で見ると、さっき核不拡散文化とありました。私、これは例えばセキュリティ文化と言ってもいいかと思いますが、やはり原子力みたいな非常に機微な技術を扱う

部分がある、そういうものについては、恐らくこれから技術的な管理システムをしっかり統治していかなくちゃいけない、それをまた社会がちゃんと監視しなくちゃいけない、そういう状況になってくると思うんですね。そういうことになると、やはり原子力を扱うということに対しては、もう一方で、安全文化だけでなくセキュリティ文化、あるいは核不拡散文化というものを、原子力を扱う人間がきちんと心の中に置いておくということが、これが一つの倫理だと思うんですね。

そういう点から見ますと、自主・民主・公開という最初の原子力基本法にありますが、あれなんかは、まさに原子力を扱う人たちは安全文化もさることながら、まさにセキュリティに対する文化をきちんと持ちなさいよというのを言っている行動規範という気がいたしています。

それから、これは確かに扱う人だけの行動規範なんですけれども、もう一つ、やっぱり平和利用ということを進めようと思うと、要するに自分たちだけが原子力を使ってエネルギーを使って口先だけの平和をとということじゃなくて、本当に世界のための平和に原子力を使ってもらおうということになるとすれば、それはやはり原子力をやるということの地球に対する倫理とか、あるいは社会に対する倫理、人類に対する倫理、あるいはすべての生物に対する倫理、そういうようなことについてもきちんと理論立てした上で、だからこそこの倫理のもとに私どもは、言ってみれば日本は平和利用というものに対して世界に貢献をしていきたいし、そのために核軍縮ということに対しても万全の積極的な発言をしていきますと、こんなことにつながるんじゃないかという気がいたしておるんですけれども、私の意見でございます。

（内藤座長） 須藤委員、お願いします。

（須藤委員） これまでの各委員のご発言を踏まえまして、2点ばかり申し上げたいと思います。

1つは、日本が核兵器をいずれ持つんじゃないかという国際的な疑惑についてですが、私は国際会議やセミナーに出ることが良くありますが、確かにあちこちでそういう声を聞くことは間違いなくて、日本の立場というのは、まだまだ国際的には完全に理解されていないということは認めざるを得ないと思うんですね。

その一番大きな原因は、日本が核燃料サイクルを提供しているということで、ためにする議論もたくさんあると思いますが、普通の人々が、なぜこのプルトニウムもウランもじゃぶじゃぶしているときに日本は再処理したりしなければいけないのかと、その辺のことが素人わかりするようにきちんと説明する必要があると思うんですね。日本の国内でもいろいろ議論があるようですが、今度の長計でしっかりと核燃料サイクルを確立するという方針が確定した場合には、やはりなぜ日本は核燃料サイクルをしなければいけないかということと、特に

この資料でも出ていました40トン強の余剰プルトニウムですね、これをどうするんだと、日本は余剰じゃないと、利用計画があるんだと言っているんですけども、余り説得力がないですね。そのところをきちんと利用計画も含めて説明するということがぜひ必要じゃないかと思います。

そういうことをまた国際的に説明するために、きちんとした英文なり仏文なりの資料をきちんと整える必要があると思うんですけども、今のところないですね、そういうのが。これはぜひ長計が決まったところで実現していただきたいと思います。

それから、第2点目、日本は自分だけ優等生になって自己満足しているんじゃないかと、国際的に展開していった方がいいんじゃないかという意見に、私も大賛成です。ただ、そういうことをやろうと思っても人材が今のところ不足している。国内的にもこれから原子力の利用がふえてくると、不足してくるということのようですが、国際的にある程度言葉も通じて、国際的に貢献できる人材の養成というのが特に必要だと思うんですね。これまでも査察とか、先ほどもお話しがありましたようにセーフガードの面では非常に大きな貢献をしているんですけども、そういうことのできる人をもっともっと養成していく必要があるんじゃないかと思います。今度、原研と核燃料サイクルが統合されて、そういうことも含めて検討されているようにですけども、それだけではなくてさらに大学の教育制度を含めて、そういうことを真剣に考える必要があるんじゃないかと思います。ぜひ長計で考えていただきたいと思います。

（内藤座長） ありがとうございます。

今の最後の点については、東大で新たな大学院が4月1日から発足しようとしておって、その中には国際原子力コースというんですか、鈴木先生が補足していただければと思うんですが、そういう動きもあります。

引き続きまして、武黒委員。

（武黒代理） 今までのご議論の中で、特に核不拡散に向けて、いわばやらされる受け身の立場からより能動的にというご意見は大変重要なことだと思っておりますし、また、事業者としても、例えば六ヶ所村の再処理工場におけるの保障措置の新しい取組みなどは、そういった意味では世界で初めてということでもありますので、これからその経験を生かしてベストプラクティスに仕上げていくという意味でも大事な責任があるんじゃないかと思います。

したがって、そういったことが結果として核不拡散体制の強化につながるということが非常に大事なことだろうと思うんですが、こうした核不拡散体制の強化という議論が、えてして優等生である日本にさらに不必要な、あるいは過大な要求をもたらすということで、結果として、事業者側のこうした活動、いわばアカウンタビリティの高い活動をしていこうとする行為に対する制約となってきてしまうことが心配されます。やはりアカウンタビリティの

高い手法とは、自らがきちんとP D C Aを回していけることが前提だと思います。

そういった意味で、これからの核不拡散体制の強化ということに伴う不必要な操業の制限などが、事業の将来性に対する不確実性を増すということにならないように、ぜひ努力する必要があるんじゃないかと思いますし、また、能動的な取組みがむしろ不確実性を減らす方向に間違いなく向かっていく道筋をつけられるようにしていくことが大事なことはないかと思います。

そういう意味では、先ほどプルトニウムの利用の問題も含めて、より明確にやっていく必要があるとのご指摘もあったと思いますし、電気事業者としていろいろな困難な状況の中ではありますけれども、そういったことに向けて努力することが説明責任の一端につながるんだろうと思って、今後も努力してまいりたいと思います。

(内藤座長) 齊藤委員、どうぞ。

(齊藤代理) 一言、民間を代表して発言させていただきます。

各委員の方からご意見が出ております。かなり尽くされていると思いますけれども、1つは、これからやはり原子力技術を外に向かって日本から出していくという状況の変化ということで、それに伴ういろいろな課題について、この場で国際問題ということで議論をさせていただきたいと思います。

それから、鈴木委員からメモがありました、核不拡散という問題でございますけれども、現場を取り扱う民間企業も重要な役割を担う、責任を担うと、その点については、そういう認識であります。輸出管理を含めまして、これまでも取り組んでいるつもりでありますけれども、必ずしもそういったことがP Rされていないと思います。また、核不拡散という問題につきましても、外国から日本はどう見られているかということもありますけれども、日本の国民がどう見ているかということもあると思います。その辺を日本の国民に対して、いわゆる核不拡散及び平和利用ということについて再認識といいますか再徹底といいますか、我々が日本で今やっている原子力の開発が、核兵器とかそういうものにつながることはないということをもう少しわかりやすく説明する必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

(内藤座長) ありがとうございました。

遠藤委員。

(遠藤顧問) 一言だけ簡単に申し上げたいと思うんです。

それは、須藤委員の先ほどのご発言の第一点、核燃料サイクルを日本がやるのが、日本の核疑惑のひとつのうまく説明できていないことが、日本の核疑惑云々という関連の問題ですけれども、これにつきましては、私はどうも前半の話で、前原子力委員としてこの点は非常によく認識していまして、核燃料サイクルというのは非常にちゃんと説明をしなくちゃい

けないんだと。

現行の原子力長計でもその点は十分に書いてあるつもりですし、ただ、やや難しいところがあるので、ちょっと時期は忘れましたけれども、前原子力委員会から特別のパンフレットをつくって、核燃料サイクルはこういうふうな理由でやっていて、これは核不拡散とはつながらないんだと。かつ余剰プルトニウムを持たないというのも、これをこういうふうにして余剰プルトニウムは持たないんだという縷々説明をしているわけなのであって、これ以上どうしようかという、前原子力委員としてはできる限りやったつもりであるので、私はこの点については、むしろもっとご理解をいただきたいというふうに思います。

（内藤座長） ありがとうございます。

鈴木委員。

（鈴木委員） 幾つかコメントがあった民間企業の取組みについて、簡単にお話ししたいんですが、民間企業が取り組んでおられることが、さっき武黒さんからおっしゃったみたいに、新たな規制につながらないようにと、大賛成でありまして、実はそういう例があります。ならないケースというのが、輸出管理のケースでアメリカの輸出管理の規制の中に、コンプライアンスプログラムの非常にベストな企業に対しては輸出管理の手続を簡素化するという、そういう制度があるんですね。そういうのは日本も取り組んでいったらいいと思うんですね。やはりそういうふうなインセンティブにならないと、おっしゃるとおりやっても意味がないわけですから、ぜひそれは日本でも検討していただきたい。

さっきの神田先生のケース、非常に興味深いケースで、実際にやはり私は現場の企業の方がきちっとそういう知識を役所の方に説明しなければならないと、今みたいなことが起きちゃうと。現に経済産業省の方のお話を伺っても、専門知識が足りないことがどうしてもあるので、やっぱり企業の方に頼らざるを得ないというのが現実ですから、そのところは企業の方がきちっと説明できる能力を持って説明していただければ、今みたいな話は起きないんじゃないかと思います。

それから、須藤さんの人材育成の話も大賛成で、さっき内藤さんがおっしゃったみたいに、東大の方で新しくできる国際原子力専攻でやるというふうになっているんですけども、時間がかかるので、ぜひもっと幅広くいろいろなところで専門家の育成のためにご協力いただければありがたいと思います。

（内藤座長） ありがとうございます。

そのほかにございますでしょうか。

ほぼ時間になってきましたので、まだご意見があるかもしれませんが、きょうのところはこころにしたいと思います。本来ですと、きょうの今、各委員からいただいた議論を座長としてこういう論点でしたというのを今言えるといいんですが、ちょっと広範にわたってお

りまして、重なる部分もあったりしますので、事務局と相談しながら、次回にでもまとめたものをお出ししたいと思います。

それから、幾つかご質問等ございまして、追加的にご説明する資料も整えて、次回、お出ししたいと思います。

あと、次回以降の話について事務局から。

（森本企画官） 今、内藤座長の方から次回にお出しする資料は言っていたところですが、ただ一方で、議題としては次のところへ入らせていただければと思いますので、冒頭でご説明をしたアジェンダでいきますと、次が国際協力という形でございます。これも途上国、それから先進国、国際機関等々、現行長計での記載もございましたが、その後のレビュー等も含めて資料を用意させていただき、やらせていただければと思います。

次回以降の日程の件なのでございますが、事前に委員の方々に若干ご相談をさせていただいております、それによれば3月16日の午前中が皆様ご出席いただける率が高いようでございますので、次回を3月16日の午前9時半からとさせていただければと思います。

それで、ちょっと事前に当たったところ、ちょっとこの場所が無理なので、タイム24というお台場の方になってしまうんですが、策定会議の方では若干ちょっと余り評判がよいんですが、時間、場所との関係等もございまして、そうさせていただければと思います。

それから、本日の議事録につきましても、これも策定会議と同様のルールでございますが、事務局の方で一案をつくりまして、あと皆様方にご確認いただいた上で公表させていただくと、ホームページの方にも載せていただくというようにさせていただきたいと思います。

（内藤座長） そのほかに何か委員の方からございますでしょうか。もしございませんでしたら、次回、3月16日ということで、よろしくお願いいたします。

（森本企画官） あと、事務的な話で申しわけありません。事前にまた資料は送らせていただくんですが、今回、鈴木委員からもメモをいただきましたけれども、事前にいただくのも結構でございます。ただ、次が午前中ですので、前々日までにいただければと思います。したがって、14日の月曜日じゅうにいただければ配付の準備等させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それから、あと、傍聴の方のプレスの方へのブリーフィングなんですが、別の場所がないのでここでやらせていただきたいと思いますので、皆さん、退場の後ということですので、12時35分か40分ぐらいから、10分後ぐらいにさせていただきたいと思います。

では、ありがとうございました。

（内藤座長） どうもありがとうございました。